

訪問看護重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者：医療法人若葉会

明石わかば訪問看護ステーション

この「重要事項説明書」は、

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 29 年 12 月 26 日条例第 39 号）」

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年 12 月 26 日条例第 37 号）」

その他関係法令の規定に基づき、指定（介護予防）訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定（介護予防）訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人若葉会
代表者氏名	西垣 秀尊
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市北区角田町 8 番 1 号大阪梅田ツインタワーズ・ノース 21 階 TEL 06-6312-7610 FAX 06-6312-7615
法人設立年月日	平成 11 年 12 月 27 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	明石わかば訪問看護ステーション
管理者氏名	松田 唯
介護保険指定 事業所番号	2862090681
事業所所在地	明石市二見町東二見 549-1
連絡先 相談担当者名	TEL : 078-942-3555 FAX : 078-941-7717 松田 唯
事業所の通常の 事業の実施地域	明石市全域、播磨町全域、稲美町全域、加古川市平岡町、別府町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当運営規程は医療法人若葉会が設置する明石わかば訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、もって指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業所が実施する事業は、利用者が要介護または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

	<p>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。</p> <p>5 指定(介護予防)訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。</p>
--	---

(3) 事業所窓口及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後17時までとする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	看護師1名(常勤職員)
看護師	名以上(うち1名は管理者と兼務)
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	計 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防)訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が作成した居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)訪問看護計画を作成します。
(介護予防)訪問看護の提供	<p>(介護予防)訪問看護計画に基づき、(介護予防)訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な(介護予防)訪問看護の内容</p> <p>① 病状・障害の観察</p> <p>② 清拭・洗髪等による清潔の保持</p> <p>③ 食事、水分、栄養摂取の管理・排泄ケア</p> <p>④ 褥瘡や創傷の処置</p> <p>⑤ リハビリテーション</p> <p>⑥ 終末期ケア・緩和ケア</p> <p>⑦ 認知症や精神障がい者の看護</p> <p>⑧ 療養生活や介護方法の指導・家族等の支援</p> <p>⑨ カテーテル等の管理</p> <p>⑩ その他医師の指示による医療処置</p>

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

別紙ご参照ください。

4 その他の費用について

交通費：無料

キャンセル料：訪問予定日前日までは無料、それ以降は 2000 円請求致します。

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	利用料、利用者負担額（介護保険、医療保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 <input type="checkbox"/> (ア) 事業者指定口座への振り込み (振込み手数料は利用者様負担となります) <input type="checkbox"/> (イ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。) ウ 介護保険、医療保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には全額自己負担となります。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 1 か月以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ 医療保険または介護保険適用の場合であっても、保険料滞納などによって、事業者には保険給付金が支払われない場合があります。その場合、医療保険または介護保険適用外の料金をいただいて、訪問看護のサービス提供証明書を発行いたします。この訪問看護のサービ

ス提供証明書を、後日役所の窓口へ提出し、差額の払い戻しを受けてください。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 松田 唯 イ 連絡先電話番号 078-942-3555 同ファクス番号 078-941-7717 ウ 受付日及び受付時間 月曜日から金曜日まで ただし12月30日から1月3日までを除く 午前9時から午後17時まで
--	--

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、保険証および介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護・要支援認定を受けていない場合は、必要に応じ利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援・居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「（介護予防）訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「（介護予防）訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松田 唯
虐待防止に関する担当者	看護師 山崎 穂乃楓

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年2回以上実施しています。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立しています。

(5) 虐待の防止のための指針を作成しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の実費負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄:)
	連絡先	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定(介護予防)訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「(介護予防)訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定(介護予防)訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録

はサービスを提供した日から5年間保存します。

- (2) 提供した指定(介護予防)訪問看護に関し、必要に応じ利用者の健康手帳の医療の記録に係るページ等に必要な事項を記載します。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6ヶ月に1回以上開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、研修及び訓練を実施します。
- (3) 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (4) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定(介護予防)訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった場合は、利用者様の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 特に事業者に関する苦情である場合には、利用者様の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
 - 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者様へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (明石わかば訪問看護ステーション)	所在地 明石市二見町東二見 549-1 電話番号 078-942-3555 Fax 078-941-7717 受付時間 月曜日～金曜日の9:00～17:00
【市町村(保険者)の窓口】 (明石市福祉局高年介護室)	所在地 明石市中崎1丁目5-1 電話番号 078-918-5166 Fax 078-918-5133 受付時間 月曜日～金曜日の8:55～17:40
【公的団体の窓口】 (兵庫県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情窓口)	所在地 神戸市中央区三宮町 1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 Fax078-332-5650 受付時間 月曜日～金曜日の8:45～17:15

19 サービス向上についての取り組み

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	定期的に従業員研修を実施しています
看護業務マニュアル	有	
第三者評価の実施状況	無	

～ 重要事項説明書 改定履歴 ～

第1版 2023年 4月 1日 制定
 第2版 2024年 4月 1日 改定
 第3版 2024年 6月 1日 改定
 第4版 2024年 12月 1日 改定
 第5版 2025年 2月 1日 改定

利用料金

※開始時加算対象でなくても対象となった月から加算が開始となる。

(1) 介護保険

介護保険の基本部分			ご利用者様負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護 保 険	看護師による 訪問の場合	20分未満	328	655	984
		30分未満	491	982	1,473
		30分以上60分未満	858	1,715	2,573
		60分以上1時間30分未満	1,176	2,351	3,526
	理学療法士等に よる訪問の場合	1回（20分）	307	613	919
		2回（40分）	613	1,226	1,838
		3回（60分）※1	827	1,653	2,479
介護 予 防	看護師による 訪問の場合	20分未満	316	632	948
		30分未満	470	940	1,410
		30分以上60分未満	828	1,655	2,482
		60分以上1時間30分未満	1,136	2,272	3,408
	理学療法士等に よる訪問の場合 ※3	1回（20分）	296	592	888
		2回（40分）	592	1,184	1,776
		3回（60分）※2	444	888	1,332

○緊急訪問に関する加算		1割負担	2割負担	3割負担
緊急時訪問看護加算		599	1,197	1,795
早朝（午前6時～8時）	上記料金に対して25%加算			
夜間（午後6時～10時）				
深夜（午前10時～午前6時）				
○その他の加算				
1時間30分以上の訪問看護を行う場合		313	626	938
特別管理加算（Ⅰ）※4	1回/月	521	1,042	1,563
特別管理加算（Ⅱ）※5		261	521	782
複数名訪問看護加算Ⅰ （1回につき）※6	30分未満	265	530	794
	30分以上	419	838	1,257
複数名訪問看護加算Ⅱ （1回につき）※7	30分未満	210	419	629
	30分以上	331	661	991
退院時共同指導加算		626	1,251	1,876
看護・介護職員連携強化加算（介護のみ）		261	521	782
口腔連携強化加算		53	105	157
初回加算	Ⅰ（退院・退所日に訪問）	365	730	1,095
	Ⅱ（退院・退所日翌日以降に訪問）	313	626	938
訪問看護ターミナルケア加算（介護のみ）		2,605	5,210	7,815
エンゼルケア(自費)		15,000		

※1 2回/日を超えて実施の場合 90/100 単位

※2 2回/日を超えて実施の場合 50/100 単位

※3 利用開始した日の属する月から12ヶ月を超えた期間に実施した場合-5 単位

※4 留置カテーテルを使用している状態など

※5 在宅酸素療法管理を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であるなど

※6 両者とも看護師

※7 片方が看護助手者

単数処理方法により回数に乗じた金額とは誤差が生じますのでご了承ください。

(2) 医療保険・精神科訪問看護

※医療保険制度で決められた訪問回数を超えての訪問は全額自己負担となる。

○医療の基本の部分			金額	基本利用料（利用者負担金）		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 基本療養 費（Ⅰ） （1日1回 につき）	保健師、看護師、 助産師	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日以降	6,550	655	1,310	1,965
	准看護師	週3日まで	5,050	505	1,010	1,515
		週4日以降	6,050	605	1,210	1,815
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		5,550	555	1,110	1,665
	緩和・褥瘡ケアの専門看護師		12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護 基本療養 費（Ⅱ） （1日1回 につき） ※1	保健師、看護師、 助産師	週3日まで	2,780	278	556	834
		週4日以降	3,280	328	656	984
	准看護師	週3日まで	2,530	253	506	759
		週4日以降	3,030	303	606	909
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士		2,780	278	556	834
	緩和・褥瘡ケアの専門看護師		12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護基本療養費（Ⅲ） ※2			8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費 （機能強化型以外）		月の初日	7,670	767	1,534	2,301
		2日目以降	2,500	250	500	750
○医療の加算			金額	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪 問看護加 算	看護師 （1回/週）※3	同一建物内に2人以下	4,500	450	900	1,350
		同一建物内に3人以上	4,000	400	800	1,200
	准看護師 （1回/週）	同一建物内に2人以下	3,800	380	760	1,140
		同一建物内に3人以上	3,400	340	680	1,020
	その他職員 （3回/週）	同一建物内に2人以下	3,000	300	600	900
		同一建物内に3人以上	2,700	270	540	810

○精神科医療の基本部分				金額	基本利用料（利用者負担金）		
					1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費 (I) (1日1回につき)	保健師、看護師、 作業療法士	週3日まで	30分未満	4,250	425	850	1,275
			30分以上	5,550	555	1,110	1,665
		週4日以降	30分未満	5,100	510	1,020	1,530
			30分以上	6,550	655	1,310	1,965
	准看護師	週3日まで	30分未満	3,870	387	774	1,161
			30分以上	5,050	505	1,010	1,515
		週4日以降	30分未満	4,720	472	944	1,416
			30分以上	6,050	605	1,210	1,815
精神科訪問看護基本療養費 (III) (1日1回につき) ※1	保健師、看護師、 作業療法士	週3日まで	30分未満	2,130	213	426	639
			30分以上	2,780	278	556	834
		週4日以降	30分未満	2,550	255	510	765
			30分以上	3,280	328	656	984
	准看護師	週3日まで	30分未満	1,940	110	220	330
			30分以上	2,530	253	506	759
		週4日以降	30分未満	2,360	236	472	708
			30分以上	3,030	303	606	909
精神科訪問看護基本療養費(IV)				8,500	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費 (機能強化型以外)		月の初日		7,670	767	1,534	2,301
		2日目以降		2,500	250	500	750

○精神科医療の加算				金額	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問看護加算	看護師 (1回/週) ※3	1回/日	同一建物内に2人以下	4,500	450	900	1,350
			同一建物内に3人以上	4,000	400	800	1,200
		2回/日	同一建物内に2人以下	9,000	900	1,800	2,700
			同一建物内に3人以上	8,100	810	1,620	2,430
		3回/日以上	同一建物内に2人以下	14,500	1,450	2,900	4,350
			同一建物内に3人以上	13,000	1,300	2,600	3,900
	准看護師 (1回/週)	1回/日	同一建物内に2人以下	3,800	380	760	1,140
			同一建物内に3人以上	3,400	340	680	1,020
		2回/日	同一建物内に2人以下	7,600	760	1,520	2,280
			同一建物内に3人以上	6,800	680	1,360	2,040
		3回/日以上	同一建物内に2人以下	12,400	1,240	2,480	3,720
			同一建物内に3人以上	11,200	1,120	2,240	3,360
看護補助者	同一建物内に2人以下		3,000	300	600	900	
	同一建物内に3人以上		2,700	270	540	810	
精神科重症患者支援管理連携加算			精神科在宅患者支援管理料2のイ	8,400	840	1,680	2,520
			精神科在宅患者支援管理料2のロ	5,800	580	1,160	1,740

○緊急訪問に関する加算（共通）		金額	1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算（1回/月）		6,520	652	1,304	1,956	
早朝（午前6時～8時）		2,100	210	420	630	
夜間（午後6時～22時）		2,100	210	420	630	
深夜（午後10時～午前6時）		4,200	420	840	1,260	
緊急訪問看護加算（1回/日）	14日/月まで	2,650	265	530	795	
	15日/月以上	2,000	200	400	600	
○その他の加算（共通）						
長時間訪問看護加算（1回/週まで。ただし、厚生労働省が定める状態の場合3回/週まで可）※4.5.6		5,200	520	1,040	1,560	
特別管理加算（重症）※5	1回/月	5,000	500	1,000	1,500	
特別管理加算（軽症）※6	1回/月	2,500	250	500	750	
難病等 複数回	2回/日	同一建物内に2人以下	4,500	450	900	1,350
	3回/日以上		4,000	400	800	1,200
訪問加 算※7	2回/日	同一建物内に2人以下	8,000	800	1,600	2,400
	3回/日以上		7,200	720	1,440	2,160
退院時共同指導加算（1回/月、状態に応じて2回/月）		8,000	800	1,600	2,400	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間		8,400	840	1,680	2,520
	上記以外		6,000	600	1,200	1,800
特別管理指導加算		2,000	200	400	600	
在宅患者連携指導加算（1回月）		3,000	300	600	900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（2回/月まで）		2,000	200	400	600	
看護・介護職員連携強化加算		2,500	250	500	750	
訪問看護医療DX情報活用加算		50	5	10	15	
訪問看護ターミナルケア 養費	I ※8	25,000	2,500	5,000	7,500	
	II ※9	10,000	1,000	2,000	3,000	
エンゼルケア（自費）		15,000				

※1 同一建物、同一日3人以上

※2 在宅療養に備えた外泊時（入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回）

※3 保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士含む

※4 特別訪問看護指示期間の方（※5.6の状態にある方で90分以上訪問看護を行った場合に算定）

※5 気管カニューレ、留置カテーテルなどを使用している方

※6 在宅酸素、人工肛門、真皮を超える褥瘡等の状態にある方

※7 別表7.8もしくは特別訪問看護指示期間中の方

※8 在宅もしくは算定していない施設等で看取りとなった方

※9 算定している施設等で看取りとなった方